

関市災害時協力事業所登録制度 Q & A

1 災害時協力事業所の登録について

Q 1 市外の事業所でも登録の申出はできますか？

A 1 登録の申出ができる事業所は、市内・市外を問いません。

Q 2 1つの法人で市内に複数の事業所がある場合は、まとめて登録を申し出ることはできますか？

A 2 登録の申出は、基本として1つの事業所ごとに行ってください。なお、事業形態による登録申出の方法は、次の例を参考としてください。

＜例：登録申出のパターン＞

【パターン1】本店のほか支店や営業所をもつ法人や事業所	
	それぞれの店舗・事務所が登録の申出を行います。
【パターン2】同じ敷地内にケアハウスや老人ホームなど複数の事業所をもつ福祉法人	
	それぞれの事業所が登録の申出を行います。
【パターン3】事業内容が多分野に渡る法人でその事業を法人内の各部署が担う場合 (特に事業所をわけていない場合)	
	部署ごとではなく、法人が代表してひとつの登録の申出を行います。

Q 3 関市災害時協力事業所登録申出書（別記様式第1号）の『申出者』に支店の情報を、『担当部署』欄に本社の情報を記載したいがよろしいですか？

A 3 この『担当部署』欄には、災害が発生しそうなときや実際に災害が発生したとき、迅速に連絡をとることができる連絡先を記入します。事業所の組織体制により外部との連絡窓口を本社に設けている場合は、Q3のような記載も可能です。

Q 4 協力事項の１～５は、それぞれどのような内容ですか？

A 4 協力事項の内容は、次のとおりです。

(1) 第5条第2項に規定する避難情報が発令された場合において避難者が一時的に退避することができる35平方メートル以上の場所の提供

- 災害が発生しそうなときや実際に災害が起きたとき、避難者が一時的に退避できる場所を提供するものです。
- 「第5条第2項に規定する避難情報」とは、『高齢者等避難』『避難指示』を指します。
- 事業所の本来の業務の支障となる可能性が高いことから、避難情報が発令される前の、いわゆる「自主避難」をする避難者の退避場所としては想定していません。
- 「35平方メートル」は、『スフィア基準（災害等の被災者に対する人道支援活動のために策定された国際基準）』の規定による避難者1人あたりの必要面積（3.5㎡）をもとに算出し、最小で10人分の面積を提供できる事業所を要件としています。
- 場所の提供のみを想定したもので、避難者の避難生活の支援は想定していません。

(2) 食料、飲料水等の提供又は電気の供給

- 事業所に一時退避した避難者や近隣住民に食料や飲料水を提供したり、電力を供給したりするものです。
- 「食料、飲料水等」は、事業所が備蓄している非常食や保存水などを想定しています。
- 「電気の供給」は、例えば協力事業所に一時退避する避難者が、持参したスマートフォンに給電するために施設内のコンセントを使用するなどの状況を想定しています。

(3) 救護・救出活動の実施

- 事業所の近隣で、建物等の倒壊による生き埋めの発生や、負傷者がいる場合に、市や防災関係機関などと協力した救護・救出活動を実施するものです。
- 救護・救出・応急手当などのスキルを持つ従業員がいる事業所が、市や地域住民からの求めがあった場合に、協力活動を実施することを想定しています。
- 活動を行う際には、二次災害の発生に十分注意する必要があります。

(4) 所有する防災物資等の提供又は貸与

- 事業所が所有し防災活動に利用できる資機材を、市や住民に提供したり貸与したりするものです。
- 「防災物資等」は、発電機や工具だけでなく、避難所用の寝具やAEDなどの医療機器なども想定しています。
- 「提供」または「貸与」は事業所側の判断によるものとし、あらかじめ明確にしておく必要があります。
- 「貸与」するものについては、事業所名を明記し、貸与期間を定めるなどの準備が必要です。
- 「提供」または「貸与」するための「防災物資等」をさらに充実させたい場合は、協力事業所が申請できる「関市災害時協力事業所防災物資等購入補助金」を利用してください。

(5) 市への事業所周辺における被害情報の提供

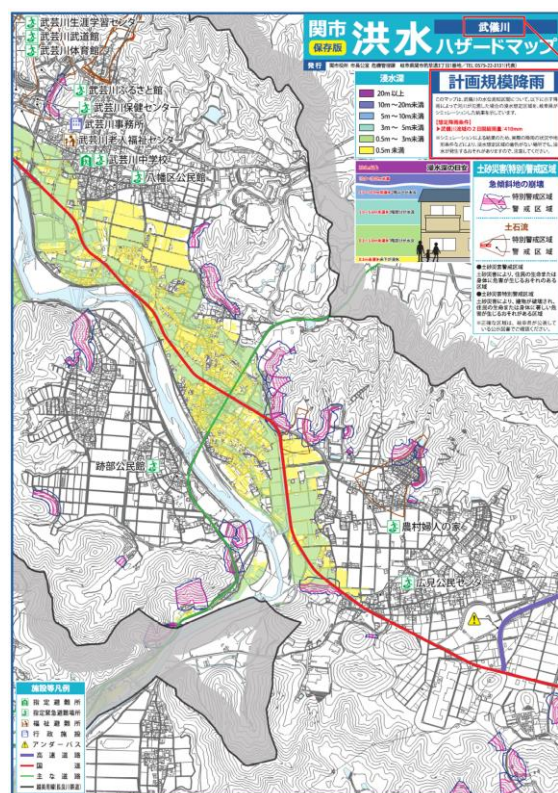
- 災害時において、事業所周辺で発生している被害の状況を関市災害対策本部に伝達するものです。
- 積極的に伝達するよりは、市からの求めに応じ周囲の状況を伝達する活動を想定しています。
- ただし、関市災害対策本部に直ちに伝達する必要があると協力事業所が判断したときは、積極的に伝達を行っていただきます。

※具体的な活動イメージは、**Q 8** をご参照ください。

- Q 5 関市災害時協力事業所登録申出チェックリスト（別記様式第2号）を作成するにあたり、災害リスクはどのように確認すればいいですか？
- A 5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域は、以下のウェブサイトで確認できます。

関市ホームページ(せき防災ポータル)『洪水ハザードマップ』 (https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000014177.html)	
浸水想定区域のほか、土砂災害警戒区域を確認することができます。なお、浸水想定区域の有無により、地域によっては表示されていないところがあります。	
関市ホームページ(せき防災ポータル)『土砂災害ハザードマップ』 (https://www.city.seki.lg.jp/bousai/0000006497.html)	
土砂災害警戒区域について、より詳しい区域や内容を確認することができます。	
ぎふ山と川の危険箇所マップ(https://kikenmap.gifugis.jp)	
確認したい地点を郵便番号や住所で指定でき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を、ウェブマップとして確認することができます。	

＜確認方法の例：『洪水ハザードマップ』で確認する場合＞



関市洪水ハザードマップの見方

- ① どの河川のハザードマップかを確認します。
【関市でハザードマップを作成している河川】
・板取川 ・柿野川 ・川浦谷川 ・武儀川 ・エゴ川
・長良川 ・津保川 ・吉田川 ・関川 ・迫間川
・蜂谷川 ・詰田川 ・志津野川 ・小野川
- ② 『計画規模降雨』か『想定最大規模降雨』のどちらの地図かを確認します。

表示	解説
計画規模降雨	10～200年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定したもので、河川整備など洪水防衛に関する計画の基本となる降雨です。 『L1(エルワン)』とも呼ばれています。
想定最大規模降雨	想定しうる最大規模の降雨で、1000年に1回程度の割合で発生する可能性があるものです。 『L2(エルツー)』とも呼ばれています。

- ③ 確認したい箇所の表示と凡例を照らし合わせます。

【例】この箇所の水害リスクを確認する場合…



自分の背丈より深く浸水するかもしれない…

【例】この箇所の土砂災害リスクを確認する場合…



警戒区域 (イエローゾーン)
崩壊した土や石によって被害を受けるおそれがある区域

特別警戒区域 (レッドゾーン)
崩壊した土や石によって建築物が倒壊し、住んでいる人の生命・身体に大きな危害が生じるおそれがある区域

- Q 6 関市災害時協力事業所登録申出書（別記様式第1号）の添付書類で、「前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類」とは、どのようなものですか。
- A 6 必ず提出する書類ではありませんが、例えば協力事項1（避難者の退避場所の提供）を申し出た場合は、必要に応じて市から退避予定場所を示す平面図などの提供を依頼することがあります。

2 災害時協力事業所の活動について

Q 7 協力活動は、どのようなタイミングで開始すれば良いですか？

A 7 基本として、協力活動を始めるタイミングは、市民や市からの要請があったときです。ただし、下記の避難情報が発令された場合にあっては、市から要請があったものとみなし、協力活動を開始します。

警戒レベル	名称	内 容
4	避難指示	危険な場所からは全員の避難が必要とされる状況です。市内河川の水位が氾濫危険水位に近づいたり、土砂災害の危険性が高まったりしたときに発令となります。
3	高齢者等避難	高齢者や障がいのある方が危険な場所から避難を開始するタイミングです。また、それ以外の市民も、必要に応じて避難を始めたり、その準備をしたりします。

なお、避難情報は地域ごとに発令となり、関市ホームページ、防災行政無線、関市あんしんメールなどで周知されます。

Q 8 協力活動は、具体的にどのようなイメージで行ったら良いですか？

A 8 下記に状況別の活動イメージを示しますので、ご参考ください。

ケース1	
登録状況	● 協力事項1「避難者の退避場所の提供(面積 35 m²) ● 浸水リスク・土砂災害リスクなし、建築時期は建築基準法新耐震基準適用以後 ● 協力可能な時間帯は午前9時から午後6時まで、営業日のみ(土日祝休) ● 関市内に建物を有する事業所
災害の状況	● 午前9時に大規模地震が発生し、関市内で震度6強を観測 ● 事業所建物への被害は軽微であり、引き続き使用可能(ライフラインの遮断等なし) ● 周辺には倒壊家屋あり ● 正午に関市が市内全域に避難指示を発令
活動イメージ (例)	1. 地震が発生したため、従業員の安全を確保し建物施設の安全点検を行う。 2. 避難指示の発令に伴い、市から要請があったものとみなし、滞在場所の提供を開始する。(※1) 3. 避難者が来所したため、滞在場所に案内する。 4. 避難者が利用可能な設備(トイレなど)を説明する。同時に、午後6時以降は従業員がいなくなり事業所建物を施錠するため、部屋のなかで翌朝まで滞在するか、別の避難所への移動を検討するよう促す。(※2) 5. 避難者が別の避難所(ふれあいセンター)に移ったため、事業所建物を施錠し、従業員は帰宅する。 6. 後日、「活動実績報告書」を作成し、市に提出する。

※1 従業員の安全確保に時間を要する場合や建物施設の安全が確認できない場合は、そちらの活動を優先し、協力事項を「本来の業務の支障となるもの」とみなして実施しないものとする。

※2 協力事項は「滞在場所の提供」であり、事業者が避難者の支援を行うことまでは想定していない。

ケース2	
登録状況	● 協力事項1「避難者の退避場所の提供(面積 35 m²) ● 浸水リスク・土砂災害リスクなし、建築時期は建築基準法新耐震基準適用以後 ● 協力可能な時間帯は午前9時から午後6時まで、営業日のみ(土日祝休) ● 関市内に建物を有する事業所
災害の状況	● 関市に線状降水帯が発生し、午後3時に市が市内全域に避難指示(警戒レベル4)を発令。 ● 事業所建物のライフラインの遮断等なし。 ● 雨の状況により、指定避難所への到達は困難。 ● その後雨が弱まったため、翌午前6時に避難指示を解除。
活動イメージ (例)	1. 線状降水帯の発生に伴い、従業員の安全を確保し、建物施設の安全点検を行う。 2. 避難指示の発令に伴い、市から要請があったものとみなし、滞在場所の提供を開始する。(※1) 3. 避難者が来所したため、滞在場所に案内する。 4. 避難者が利用可能な設備(トイレなど)を説明する。同時に、午後6時以降は従業員がいなくなり事業所建物を施錠するため、部屋のなかで翌朝まで滞在してもらうよう促す。(※2) 5. 事業所建物を施錠し、従業員は帰宅する。(※3) 6. 翌朝、避難指示の解除を確認し、事業所建物を開錠後、避難者の退去を促す。 7. 後日、「活動実績報告書」を作成し、市に提出する。

※1 従業員の安全確保に時間を要する場合や建物施設の安全が確認できない場合は、そちらの活動を優先し、協力事項を「本来の業務の支障となるもの」とみなして実施しないものとする。

※2 協力事項は「滞在場所の提供」であり、事業者が避難者の支援を行うことまでは想定していない。

※3 従業員の帰宅が困難な場合は、安全確保のために事業所に留まることを検討する。

ケース3	
登録状況	● 協力事項4「所有する防災物資等の提供又は貸与」(投光器、発電機) ● 浸水リスク・土砂災害リスクなし、建築時期は建築基準法新耐震基準適用以後(昭和56年以後) ● 協力可能な時間帯は午前9時から午後6時まで、営業日のみ(土日祝休) ● 関市内に建物を有する事業所
災害の状況	● 午前9時に大規模地震が発生し、関市内で震度6強を観測 ● 事業所建物への被害は軽微であり、引き続き使用可能(ライフラインの遮断等なし) ● 市内では大規模停電が発生している地域あり。
活動イメージ (例)	1. 地震が発生したため、従業員の安全を確保し建物施設の安全点検を行う。 2. 市から連絡があり、市の応急復旧対策に使用するため発電機を借りたい旨の要請を受ける。 3. 貸し出しの方法、期間、注意事項などを市に伝え、発電機を貸し出す。 4. 市が使用後、発電機を返却したことを確認する。 5. 後日、「活動実績報告書」を作成し、市に提出する。

Q 9 どのような事業所が避難者の滞在場所として適切ですか？

A 9 避難者への滞在場所として適切な事業所の例は、次のとおりです。

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地していない(災害リスクがない)こと
- 一般市民が立ち入れるエリアと関係者以外立入禁止となっているエリアのゾーニングができている(立入禁止エリアの施錠ができる)こと
- 従業員や警備員など、施設の解錠・施錠が可能な人員が常時1名以上いること

Q 10 避難者が実際に来所したとき、協力可能な時間を超えて滞在することもあります。この場合、従業員はいなくてははいませんか？

A 10 災害の状況にもよりますが、避難者が来所したときに、滞在可能な時間の説明をしていただきたいです。その上で、可能であれば避難者には指定避難所（市内ふれあセンターなど）に移動してもらい、移動ができなければ事業所内の立入禁止エリアを施錠して従業員は退社するなど、柔軟な方法を検討してください。

Q 11 状況により協力活動が行えない場合は、どうしたら良いですか？

A 11 協力活動は、事業所本来の業務（店舗営業や福祉施設の介助業務、工場稼働など）の支障とならない範囲で実施します。協力活動がこれらの業務の支障になると事業所が判断した場合は、登録状況にかかわらず、事業所は市や市民の要請に応じない選択をすることができます。

=====

3 表示証について

Q 12 表示証の汚損・破損や紛失した場合、表示証の再発行はできますか？

A 12 表示証を汚損・破損した場合は、関市危機管理課までお持ちいただくことで新しい表示証と交換することができます。なお、紛失した場合はあらかじめ関市危機管理課（0575-23-7048）までお問い合わせください。

Q 13 表示証を事業所のホームページやパンフレットに記載したいと思いますが、画像データの提供を受けることはできますか。

A 13 関市危機管理課（0575-23-7048）までご連絡ください。その際、画像データを送信するためのメールアドレスをお伝えください。

=====